

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月9日
【発行者名】	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 峯村 悠吾
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【事務連絡者氏名】	インベスコ・グローバル・リアルエステート・ アジアパシフィック・インク ポートフォリオマネジメント部長 甲斐 浩登
【電話番号】	03-6447-3395
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 3,790,000,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 196,000,000円
	（注1）発行価額の総額は、2019年4月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	（注2）売出価額の総額は、2019年4月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
安定操作に関する事項	1．今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月8日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報」に本投資法人の指定する販売先であるインベスコ・インベストメンツ(バミューダ)リミテッドの状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集)

(16) その他

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は__ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

（16）【その他】

<訂正前>

（前略）

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、パミュダ法人であるインベスコ・インベストメンツ（パミュダ）リミテッドに対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、7,677口を販売する予定です。なお、インベスコ・インベストメンツ（パミュダ）リミテッドは本資産運用会社の親会社であるインベスコ・リミテッドの子会社です。

<訂正後>

（前略）

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、パミュダ法人であるインベスコ・インベストメンツ（パミュダ）リミテッド（以下「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、7,677口を販売する予定です。なお、インベスコ・インベストメンツ（パミュダ）リミテッドは本資産運用会社の親会社であるインベスコ・リミテッドの子会社です。

指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 4 販売先の指定について」をご参照ください。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

（前略）

2 売却・追加発行等の制限

- (1) インベスコ・インベストメンツ（パミュダ）リミテッドに、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、一般募集の前から保有する本投資口（信託の受益者として受託者を通じて保有する本投資口を含みます。）（261,435口）及び一般募集において取得することを予定している本投資口（7,677口）の売却又は貸付等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。

前記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有することとなる予定です。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

2 売却・追加発行等の制限

(1) インベスコ・インベストメンツ（バミューダ）リミテッドは、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、一般募集の前から保有する本投資口（信託の受益者として受託者を通じて保有する本投資口を含みます。）（261,435口）及び一般募集において取得することを予定している本投資口（7,677口）の売却又は貸付等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付等を除きます。）を行わない旨を合意します。

前記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

（中略）

4 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	インベスコ・インベストメンツ（バミューダ）リミテッド	
	本店の所在地	英領バミューダハミルトン市ビクトリアストリート22番キャノズコート	
	代表者の役職及び氏名	取締役 ローレン・スター 取締役 ロバート・リグズビー	
	資本金 (2019年5月9日現在)	100米ドル (11,058円) (注1)	
	事業の内容	投資業	
	主たる出資者及びその出資比率	インベスコ・リミテッド 100%	
b. 本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数(2019年5月9日現在)	-
		指定先が保有している本投資口の数(2019年5月9日現在)	-(注2)
	人事関係	本投資法人と指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人と指定先との間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	本投資法人と指定先との間には、技術又は取引等の関係はありません。	
c. 指定先の選定理由	指定先は、本資産運用会社の親会社であるインベスコ・リミテッドの子会社であり、本投資法人と指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主利益と指定先の利益の共通化を図るという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	7,677口		
e. 投資口の保有方針	本投資法人及び本資産運用会社は、指定先が、取得を予定している投資口を、特段の事情がない限り、中長期的に保有する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が手元資金又は親会社であるインベスコ・リミテッドから資本拠出を受けることにより払込みを行う旨を確認することで、指定先が上記7,677口の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	本投資法人は指定先より、反社会的勢力等とは一切関係がない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。		

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2019年3月末日現在の為替レート(1米ドル=110.575円)を用いています。なお、1円未満以下を四捨五入しています。

(注2) 指定先は、2019年5月9日現在、HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, NON TREATY 1を受託者とする信託の受益者として、当該受託者を通じて本投資口261,435口を保有しています。

(2) 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、その保有する投資口の売却等の制限に関する合意をしています。その内容については、前記「2 売却・追加発行等の制限 / (1)」をご参照ください。

(3) 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 一般募集及び本第三者割当後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合 (%)	一般募集及び本第三者割当後の所有投資口数(口)	一般募集及び本第三者割当後の発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,378,646	15.95	1,378,646	15.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,176,580	13.61	1,176,580	13.22
野村信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	365,338	4.22	365,338	4.10
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	253,759	2.93	253,759	2.85
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	東京都中央区日本橋3丁目11-1	202,684	2.34	202,684	2.27
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, NON TREATY 1 常任代理人 香港上海銀行東京支店(注5)	東京都中央区日本橋3丁目11番1号	196,032	2.26	196,032	2.20
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDUCIT S CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	東京都中央区日本橋3丁目11-1	181,791	2.10	181,791	2.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟	153,362	1.77	153,362	1.72
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟	137,428	1.58	137,428	1.54
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	111,400	1.28	111,400	1.25
合計	-	4,157,020	48.09	4,157,020	46.71

(注1) 上記の情報は、2018年10月31日現在の本投資法人の投資主名簿の記載に基づいており、氏名又は名称及び住所はその後変更されている場合があります。

(注2) 「所有投資口数」及び「発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合」は、2018年10月31日現在の数値を記載しています。

(注3) 「一般募集及び本第三者割当後の所有投資口数」及び「一般募集及び本第三者割当後の発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合」は、2018年10月31日現在の所有投資口数及び一般募集による増加分を加味し、かつ、SMB C日興証券株式会社に対する本第三者割当における上限口数につき申込みが行われた場合の数値を記載しています。

(注4)「発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合」及び「一般募集及び本第三者割当後の発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合」は、小数第2位未満を切り捨てて記載しています。

(注5) HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, NON TREATY 1は、2019年5月9日現在、指定先を受益者とする信託の受託者として、上記投資口(196,032口)に、SMB C日興証券株式会社との投資口貸借取引のための証券口座から移管を受けた65,403口を加えた261,435口を保有しています。なお、指定先が信託の受益者として受託者を通じて保有する本投資口と一般募集において指定先に販売される予定の本投資口の合計は269,112口であり、その一般募集及び本第三者割当後の発行済投資口の総口数に対する割合は3.02%(小数第2位未満切り捨て)です。

(5) 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。